

厚生労働大臣が定める基準（看護）

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。当院では、1日に看護を行う看護職員の数
は7名に対して1名以上、看護補助を行う看護補助者の数は25名に対して1名以上配置しております。なお、時間帯毎の配置
は次のとおりです。

	日勤帯 (朝8時30分～夕方4時30分)	夜間帯 (夕方4時30分～朝8時30分)
4 B 病棟	看護職員 1人当たり 5 名	看護職員 1人当たり 9 名
	看護補助者 〃 12 名	
4 C 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 8 名
	看護補助者 〃 10 名	
5 B 病棟	看護職員 1人当たり 5 名	看護職員 1人当たり 11 名
	看護補助者 〃 14 名	
6 A 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 11 名
	看護補助者 〃 15 名	
6 B 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 11 名
	看護補助者 〃 18 名	
7 A 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 12 名
	看護補助者 〃 15 名	
7 B 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 12 名
	看護補助者 〃 16 名	
3 A 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 4 名
5 C 病棟	看護職員 1人当たり 4 名	看護職員 1人当たり 7 名

※ 3 A 病棟：ハイケアユニット入院医療管理料 5 C 病棟：緩和ケア病棟